# 令和 7 年度 各会計決算特別委員会
# 第一分科会 質疑

*4 日間の質疑｜*

## 目次


- 第 1 日｜主税局｜個人都民税・徴収支援
- 第 1 日｜デジタルサービス局｜高齢者のスマートフォン支援・ICT 人材
- 第 2 日｜収用委員会事務局｜土地収用・相談支援
- 第 2 日｜財務局｜大規模プロジェクトの進捗管理
- 第 2 日｜子供政策連携室｜フリースクール等への支援
- 第 3 日｜総務局｜都区財政調整・都市計画交付金
- 第 3 日｜総務局・総合防災部｜女性防災人材の育成
- 第 3 日｜総務局・総合防災部｜帰宅困難者対策
- 第 3 日｜総務局・総合防災部｜ペット防災
- 第 4 日｜政策企画局｜東京グリーンビズ


## 第 1 日｜主税局

### 個人都民税・徴収支援

令和 7 年度決算特別委員会　主税局　個人住民税について

個人住民税について、うかがいます。

個人都民税は、都民の暮らしを支える行政サービスの重要な財源です。税負担の公平性を確保するためにも、適正な徴収に取り組むことが重要です。

個人都民税の徴収率は着実に向上していますが、令和７年度においても都税徴収率 99.3%に対し、個人都民税徴収率は 98.0%に留まっています。

更なる徴収率向上を図るためには、まず、都税全体との間に差が生じている背景を的確に把握することが重要であると考えます。

**Q1. 個人都民税の徴収率が都税全体と比較して低くなっている要因について、都の認識を伺います。**

**A1. 【答弁：特別滞納整理担当部長】**

○　個人都民税は、区市町村が区市町村民税と併せて個人住民税として課税、徴収。給与所得者、自営業者、年金受給者など幅広い納税者を対象としており、納税者ごとに異なる事情

○　各区市町村は、それぞれ創意工夫を凝らしながら徴収に取り組んでいるものの、都と比べて行政分野を超えた人事異動が多いことから、滞納整理に関する専門性やノウハウの蓄積、継承の難しさ

○　こうしたことが、都税全体と個人都民税の徴収率に差が生じる要因であると認識

区市町村において、徴収に関する専門性やノウハウを蓄積、継承していくことには難しさがあるとのことです。

・そうした中で、都が蓄積してきた徴税ノウハウを生かし、区市町村を支援していくことが重要であると考えます。

**Q2. 個人都民税の徴収率向上に向け、都は区市町村の支援にどのように取り組んでいるのか伺います。**

**A2. 【答弁：特別滞納整理担当部長】**

○　都では、個人都民税の徴収率向上を図るため、徴収困難事案の引受け、区市町村への職員派遣、実務研修生の受入れなどを実施

○　令和７年度は、43 自治体から 508 件の徴収困難事案を引き受けるとともに、12 自治体から 12 名の実務研修生を受入

○　職員派遣については、令和５年度より派遣団体数を４団体から 10 団体に拡充し、より多くの自治体への支援を実施

○　職員派遣を実施していない区市町村に対しても、それぞれのニーズを踏まえ個別の課題に応じた助言を行うなど、きめ細かな支援を実施

徴収困難事案の引受けや職員派遣、研修生の受入れなど、都が様々な形で区市町村を支援していることを確認しました。こうした支援をより効果的に進めるには、自治体ごとに異なる課題やニーズを把握することが重要です。

そこで、

**Q3. 個人都民税の徴収率向上に向け区市町村を支援するに当たり、現在どのような課題や支援ニーズがあるのか伺います。**

**A3. 【答弁：特別滞納整理担当部長】**

○　区市町村の徴収業務を取り巻く状況は地域事情や組織体制などにより異なっており、求められる支援内容も自治体ごとに様々

○　インターネットバンキングの普及等に伴い資金の流れの把握が複雑化している事案や、相続に伴う権利関係の整理に時間を要する事案の発生

○　財産調査や差押えには、より専門的な知識や経験が求められることから、区市町村から徴収困難事案への対応に関する専門的な助言を求める声

・区市町村ごとに異なる課題を踏まえ、より専門的で個別の支援が求められているとのことです。

そうしたニーズに対応するためには、都職員が現場に入り、直接支援することも有効だと考えます。先ほど、都職員の派遣について、派遣団体数を拡充したとの答弁がありましたが、

**Q4. 職員派遣団体数を４団体から 10 団体へ拡充した効果について、どのように認識しているのか伺います。**

**A4. 【答弁：特別滞納整理担当部長】**

○　派遣団体数を４団体から 10 団体に拡充したことにより、より多くの区市町村に対し、地域の実情や個別課題に即した徴税ノウハウを提供

○　都職員と区市町村職員が共同で事案処理を行うことにより、多様な財産調査手法や捜索、タイヤロックの実施等に関する実務能力が向上

現場で共に事案に取り組むことが、区市町村職員の実務能力の向上につながっているとのことです。その成果を派遣先だけにとどめず、徴税ノウハウを広く共有し、都内全体の徴収力の底上げにつなげることが重要です。

**Q5. 都は区市町村職員の人材育成を広く支援するため、どのように取り組んでいるのか伺います。**

**A5. 【答弁：特別滞納整理担当部長】**

○　都では、区市町村職員を対象として、財産調査、捜索、公売、進行管理など、徴収実務に関する各種研修を実施、令和７年度は計 31 回開催

○　講義形式の研修についてオンデマンド方式の導入を進めるなど、受講環境の充実

○　区市町村からの要請に応じた講師派遣など、各自治体の課題やニーズを踏まえた研修実施と区市町村職員の実務能力向上への支援

引き続き、各区市町村の課題を丁寧に把握し、ニーズに応じた助言や徴税ノウハウの共有、人材育成を進めていただきたいと思います。

その際、生活に困難を抱える方など、納税者一人ひとりの事情を丁寧に把握し、納税相談などを通じたきめ細かな対応も大切にしていただきたい。

区市町村と緊密に連携し、税負担の公平性を確保しながら、適正な徴収と着実な税収確保に取り組むことを要望し、質問を終わります。

# 第 1 日｜デジタルサービス局

## 高齢者のスマートフォン支援・ICT 人材

デジタルサービス推進部

はじめに、高齢者のデジタルデバイド解消に向けたスマートフォン活用支援事業について伺います。

都は、令和７年度から、スマートフォン購入費を助成する区市町村を支援する「高齢者向けスマートフォン活用支援事業」を実施しています。

本事業では様々な理由からスマートフォンの購入を踏み切れない高齢者に対する後押しとなるものであり、その取組を広げていくためには、実施主体である区市町村の参加を促していくことが重要であります。

都の施策を広く都民に届けるためには、実施主体となる区市町村が、無理なく事業に取り組める環境を整えることが欠かせません。

令和７年第四回定例会の我が会派の代表質問において、実施していない区市町村への働きかけが必要との提案に対して、本事業に関する区市町村へのアンケートを実施し、課題解決に必要な検討を行うとの答弁がありました。そこで、

**Q1. 令和７年度の本事業の実施状況と、都が実施したアンケートにおいて自治体からどのような課題が挙げられたのか伺います。**

**A1. 【答弁：デジタルサービス推進部長】**

〇本事業は、東京アプリに対応したスマートフォンを初めて購入する高齢者を対象に、購入費を助成する区市町村を支援するものであり、令和７年度は高齢者施策推進区市町村包括補助の先駆的事業により実施

〇市町村に対して、説明会や意見交換などを通じて積極的な取組を呼び掛け、令和７年度は 21 自治体が事業を実施

また、昨年 10 月に行ったアンケートでは、令和７年度の事業実施を見送った理由として、制度の運用に伴う事務負担への懸念や人員体制の確保が困難などの課題が挙げられた

区市町村では、限られた人員で多くの行政サービスを担っています。都が新たな事業を進める際には、区市町村の事務負担をできる限り軽減することが重要です。

こうした課題に対応するため、都では制度開始時から様々な取組を行ってきたと聞いています。そこで、

**Q2. 区市町村の事務負担の軽減に向けて、都が行ってきた具体的な支援内容について伺います。**

**A2. 【答弁：デジタルサービス推進部長】**

〇本事業では、区市町村ごとに通信事業者と個別に調整する負担を軽減するため、都が事業者と協定を締結するとともに、購入店舗での確認事項や助成金の申請手続の標準化を実施

〇また、円滑に事業を開始できるよう、補助金交付要綱や広報用チラシ、申請時に用いるチェックリスト等のひな形を作成し、区市町村に提供

〇　さらに、アンケートの結果を踏まえ、区市町村との意見交換を重ね、事業の実施を通じて寄せられた問い合わせと、その対応事例をとりまとめて共有するなど、事業運営に係る負担を軽減

都が事業者との調整や申請手続の標準化など、区市町村の負担軽減に取り組んできたことは評価します。

一方、事業を実施できなかった自治体があることも事実です。今後も現場の声を丁寧に聴き、区市町村が取り組みやすい制度となるよう、一層の工夫を求めます。

スマートフォンの購入を後押しするだけでなく、購入後も日常生活の中で便利さを実感し、継続して活用していただくことが大切です。

一方、高齢者の中には、操作に不安を感じる方も少なくありません。こうした不安を取り除くための支援が重要です。

**Q3. 本事業では、高齢者がスマートフォンの操作に慣れ、購入後も継続して活用できるよう、都が行った具体的な支援内容について伺います。**

**A3. 【答弁：デジタルサービス推進部長】**

〇本事業では、高齢者がスマートフォンを継続して活用できるよう、販売店舗において、基本操作の説明や東京アプリの登録等を支援

〇具体的には、文字入力に加え、電話やカメラ、インターネットの使い方など、日常生活で利用する機能について、実際にスマートフォンを操作しながら学んでいただいた

〇また、店舗のスタッフの支援のもと、購入者自身が東京アプリ等のインストールや東京都 LINE 公式アカウントの友だち追加等を行い、操作に慣れていただくことで、スマートフォンを日常的に活用できるよう後押し

高齢者がスマートフォンへの不安を解消し、使い続けることができるよう、引き続き丁寧な支援に取り組んでいただきたいと思います。

スマートフォンの普及により、行政サービスをはじめ、暮らしのさまざまな場面で便利さが広がっています。

その一方で、詐欺被害や個人情報をめぐるトラブルなど、利用に伴うリスクも増えています。

特に、スマートフォンを使い始めたばかりの高齢者が、安心して利用できるようにすることが重要です。

都は、スマートフォンに不慣れな高齢者向けに、区市町村等と連携したスマートフォン教室を実施しています。そこで、

**Q4. 高齢者がこうしたトラブルを避け、スマートフォンを安全・安心に利用できるよう、都が実施した具体的な取組について伺います。**

**A4. 【答弁：デジタルサービス推進部長】**

〇 令和７年度に、高齢者向けのスマートフォン教室では、基本操作に加え、安全・安心な利用に必要な知識を身に着けることができる講座を実施

〇具体的には、パスキー認証やワンタイムパスワードの活用など、不正利用による詐欺被害等を防ぐための方法を示すとともに、トラブルが生じた際の警察相談ダイヤルや消費者ホットラインなどを案内

〇こうした実施内容を踏まえ、高齢者が被害を未然に防ぎ、困ったときに適切な相談先を利用できるよう、講義や教材の内容について改善を図っていく

スマートフォンを安全に利用するための対策を、教室を通じて学べることが分かりました。

自治体や企業を狙ったサイバー攻撃による個人情報の流出が社会問題となる中、個人一人ひとりが安全に利用するための知識を身につけることも重要です。

一方で、スマートフォン購入費助成事業については、店舗に足を運ぶことが困難な高齢者が、制度を利用できないとの相談も寄せられています。

本人確認や個人情報の保護はもちろん重要ですが、支援を必要とする方が制度から取り残されることのないよう、今後の課題として検討していただきたいと思います。

誰もが安全・安心にデジタル化の恩恵を受けられるよう、引き続き丁寧な支援を要望いたします。

次に、　ＩＣＴ職の採用について伺います。

都がデジタル技術を活用し、質の高い行政サービスを展開していくためには、最新の技術を使いこなし、現場の政策課題の解決につなげる人材の確保が重要です。

都は、令和３年度からデジタル人材としてＩＣＴ職の採用を行っておりますが、

**Q5.　令和７年度におけるＩＣＴ職の職員数と、採用数の実績について伺います。**

**A5.　【答弁：総務部長】**

○　都は、令和３年度から、都政と情報技術をつなぎ課題解決を図る人材としてＩＣＴ職の採用を開始し、令和７年４月１日時点では２２８名が在職

○ＩＣＴ職はデジタル施策の企画・計画策定をはじめ、都庁各局や都内区市町村への技術的支援・助言等に従事

○　令和７年度におけるＩＣＴ職の採用数は、大学の新規卒業生等を対象とするⅠ類Ｂ採用試験１５名、民間企業の経験者等を対象とするキャリア活用採用選考２５名、合計４０名を採用

令和 7 年度は 40 名を採用し、ICT 職の確保が着実に進められてることが分かりました。

一方、デジタル技術を活用した行政サービスの利便性向上や政策課題の解決に対するニーズは多岐にわたり、デジタル人材の獲得競争も激しさを増しています。

**Q6.　令和 7 年度の ICT 職の採用活動における課題と、それを踏まえた改善の取組について伺います。**

**A6.　【答弁：総務部長】**

○　近年、人材の流動化が進んでおり、特にデジタル人材は、他職種よりも流動性が高い傾向

○　民間企業の経験者等については令和７年度までは各年度４月１日入都が原則であったが、令和８年度からは、通年で募集ができる制度を導入

○　引き続き、多様な経験を有するデジタル人材を着実に確保するための取組を推進

民間企業の経験者等を対象に通年募集を導入するなど、人材確保に向けて採用方法の改善が図られています。

一方、デジタル人材の獲得競争が激しくなる中、給与や待遇だけでなく、行政の仕事を通じて社会の課題解決に貢献できることも、ICT 職の大きな魅力であると考えます。

こうした行政ならではの仕事の魅力を、新規学卒者や転職希望者に広く伝えていくことが重要です。

**Q7.　ＩＣＴ職の採用に向けたＰＲ活動の取組状況を伺います。**

**A7.　【答弁：総務部長】**

○　官民問わずデジタル人材の獲得競争が激しさを増す中で、新規学卒者や民間企業等からの転職希望者に対し、公務分野への関心をもってもらうことが重要

○　当局では、独自の採用ＰＲサイトやＳＮＳ等を活用し、公務現場で働く職員の生の声を発信するとともに、オンラインを含めた就職・転職イベントを企画

○　令和７年度において、同イベントには延べ５５０名を上回る就職・転職希望者の方が参加

○　今後とも、就職・転職イベントを拡充し、採用ＰＲ活動の強化に取り組むなど、都政のＱＯＳ向上を支えるデジタル人材を質量両面から安定的に確保

これまでの質疑を通じて、都が多様なデジタル人材の確保に向けて、採用制度の改善や積極的な情報発信など、様々な工夫が重ねられていることが分かりました。

デジタル技術は、行政サービスの利便性を高めるだけでなく、限られた人員で多様な行政課題に対応するためにも重要です。

ICT 職が専門性を発揮し、都庁各局はもとより、区市町村のデジタル化も支える存在として、さらに活躍していただくことを期待します。

引き続き、優秀なデジタル人材の確保と育成に取り組んでいただくことを要望し、質問を終わります。

# 第 2 日｜収用委員会事務局

## 【土地収用・相談支援】

収用委員会の実績について

はじめに、収用委員会の取扱実績について伺います。

令和７年度の取扱件数は、新規申請 49 件と前年度からの繰越し 59 件を合わせて 108 件で、事業別では、道路事業が 95 件と全体の 88%を占め、第一種市街地再開発事業が 13 件となっています。

用地取得に当たっては、補償額などの折合いがつかない場合に加え、所有者が不明であるなど、協議そのものが難しい場合もあると考えます。

そこで、

**Q1. 令和７年度に裁決申請のあった案件のうち、所有者が不明であることなどから任意買収が難しく、裁決申請に至った案件の件数と内容を伺います。**

**A1. 【答弁】**

**〇７年度に新規申請があった 49 件のうち、所有者が不明であることなどで申請に至ったものは 6 件。**

〇内容としては、所有者の氏名や住所が不明のもの、所有者である法人が解散しており清算人が不明のものなど。

今回の答弁から、事業に必要な用地を取得する際に、所有者が分からないことが支障となっている実態が確認できました。

私自身、地域の方々が日常的に通行する私道で、所有者が不明のため、老朽化や陥没への対応に苦慮する相談に取り組んできました。こうした経験から、所有者不明の土地が地域に及ぼす影響に関心を持っています。

道路整備や再開発などの事業においても、所有者不明の土地への対応は重要な課題です。権利者の利益に配慮しながら、必要な事業を適切に進められるよう、関係機関が連携して対応することが重要と考えます。

次に、相談支援センターについて伺います。

令和７年度の相談件数は 619 件となっています。起業者からの制度や手続に関する相談と、土地所有者や借家人など権利者からの相談では、求められる説明や対応も異なると考えます。

そこで、

**Q2. 令和７年度の相談実績について、相談者別の内訳と主な相談内容を伺います。**

**A2. 【答弁】**

**〇7 年度の相談件数６１９件のうち、国からのものは２４件、都の事業実施局からのものは３０１件、区や市からのものは１６１件、権利者等は９３件、その他のものは４０件。**

〇主な相談内容としては、起業者からは、申請に向けた論点整理など、権利者からは、土地収用制度の仕組みや手続など多岐。

区市への相談対応と支援について

区市からの相談件数は、161 件とのことです。

区市によっては、収用手続を扱う機会が限られ、知識やノウハウを十分でないことも考えられます。担当職員が制度を正しく理解し、適切に手続を進められるよう支援することが重要です。

そこで、

**Q3. 令和７年度における区市からの相談への対応と、収用制度の理解や実務に必要な知識の習得を支援する取組について伺います。**

**A3. 【答弁】**

**〇収用制度の理解促進と効果的な活用を目的として開設した「相談支援センター」において、区市から収用制度の活用に向けた相談を受付。**

〇また、区市の担当職員が制度に関する知識、ノウハウを学べるよう、職員が区市を訪問して行う出前講座や出張相談などを要望に応じて実施。

再開発に伴い移転を求められる借家人の相談について

再開発に伴い移転を求められる借家人の相談について伺います。

権利者等からの相談は 93 件とのことです。

私のもとにも、再開発に伴い、住宅や店舗の移転を求められる借家人から相談が寄せられることがあります。

移転は暮らしや営業に大きく関わる問題です。ただ、土地や建物を所有していない方にとって、自分も相談できるのか、利用できる制度や必要な手続が分かりにくい面があると感じています。そこで、

**Q4. 再開発事業に係る借家人からの相談も、相談支援センターの対象となるのか伺います。併せて、相談に対応できる内容を伺います。**

**A4. 【答弁】**

**〇市街地再開発に伴い、移転を求められる借家人の方々も、損失補償の額等について、収用委員会の判断を求めることができるため、借家人からの相談を相談支援センターで受付。**

〇相談内容は、裁決申請の方法に関するものなど。

相談窓口が設けられていても、必要とする方にその存在が知られていなければ、相談につながりません。

借家人を含め、移転や補償について疑問や不安を抱える方に、相談できる内容と連絡先を分かりやすく伝えることが大切です。

そこで、

**Q5. 借家人を含む権利者に対して行った、相談支援センターの役割や相談できる内容、連絡先の周知の取組について伺います。**

**A5. 【答弁】 ・ 相談支援センターにおいては、権利者や起業者からの相談にきめ細かく対応しており、その連絡先等をホームページやパンフレットを用いて案内。**

### 【最後の要望】

住宅や店舗の移転は、暮らしや営業に大きく関わる問題です。必要な方が適切な時期に相談できるよう、ホームページで相談対象や内容、連絡先を分かりやすく示すとともに、関係局や区市、再開発事業の施行者などを通じた窓口の周知を進めることを要望します。

## 第 2 日｜財務局

### 大規模プロジェクトの進捗管理

### 【大規模プロジェクトの進捗管理と事業評価について】

大規模プロジェクトの進捗管理と事業評価について伺います。

近年、物価や建設資材価格の高騰、人手不足など、建設工事を取り巻く環境は厳しさを増しており、各地で事業費の増加や工期の見直しが相次いでいます。

こうした中、大規模な事業を着実に進めるためには、進捗状況や事業費を適切に管理するとともに、事業の必要性や効果を継続的に検証することが重要です。

そこで、都が進める大規模プロジェクトの進捗管理と事業評価について伺います。

**Q1. そこでまず、財務局が公表している「大規模プロジェクトなどの進捗状況」には、私の地元・中野区の西武新宿線・中井野方間の連続立体交差事業についても掲載されておりますが、この大規模プロジェクトなどの進捗状況は、どのような目的・基準で公表しているのか、説明を求めます。**

**A1. 【答弁：主計部長】**

〇都は、大規模プロジェクトについて、目標、スケジュール、事業費などの全体計画と進捗状況を都民に公表することで、各局の説明責任を強化するとともに、事業の適切な見直し、再構築につなげることを目的として実施。

〇対象事業としては、事業期間５年以上かつ総事業費 100 億円以上を見込んでいるもので、都民生活に直接影響する事業について、毎年度、目標や進捗状況、今後のスケジュールを明らかにしている。

〇こうした取組を通じて、物価高騰など社会経済情勢が大きく変化する中にあっても、持続可能な財政運営を進める観点から、事業のきめ細かな進捗管理を徹底。

大規模プロジェクトについて、毎年度、進捗状況や今後のスケジュールを公表していることが確認できました。

私の地元の連続立体交差事業も、地域のまちづくりや都民生活に大きな影響を与える事業であり、進捗状況を広く公表することには大きな意義があります。

一方、物価や建設費が高騰する中、大規模プロジェクトだけでなく、その他の事業についても、進捗状況をきめ細かく把握し、必要な見直しにつなげることが重要です。

**Q2. そこで、事業評価の取組において、一つひとつの事業について具体的にどのような見直しを行っているのか、令和７年度における主な見直し事例についても併せて伺います。**

**A2. 【答弁：主計部長】**

〇都は、一つひとつの事業の実効性と効率性を向上させる観点から、事業評価を実施。予算編成の過程で、全ての事業に原則五年以内の終期を設定し、事後検証を徹底するとともに、事業の見直しや適切な終了につなげている。

〇令和７年度における主な事例として、流域対策強化・推進補助事業について、雨水流出抑制施設の整備費への補助額を精査。一方で、区市町村が実施する豪雨対策に資する広報活動等の気運醸成の取組への補助の規模を拡大。

〇とうきょう若者ヘルスサポート事業について、対面相談会場の運用方法を見直すことで経費を縮減しつつ、相談実施日・場所を拡充することで、相談者の利便性を向上させる見直しを行った。

令和７年度の具体的な見直し事例について答弁をいただきました。

事業の実績や利用者のニーズを踏まえ、改善すべきものは見直し、必要なものは拡充するなど、メリハリのある事業評価を進めていることが分かりました。

一方、物価高騰の長期化や人手不足に加え、生成 AI の進化など、社会経済情勢は急速に変化しています。

都市型水害への備えや中小企業・小規模事業者への支援など、都政が取り組むべき課題は山積しています。

だからこそ、限られた財源や人材を有効に活用し、より効果の高い施策へとつなげていくことが重要です。

**Q3. 過去の取組の実績や成果を踏まえながら、目まぐるしく変化する社会経済情勢に的確に対処していくことが重要であります。こうした観点から、どのように事業の見直しを徹底し、より効果の高い施策の構築につなげていくのか、見解を伺います。**

**A3. 【答弁：主計部長】**

〇都政を取り巻く環境や都民ニーズが目まぐるしく変化する中、山積する諸課題に着実に対応していくためには、決算や実績等を踏まえ、事業を不断に見直していくことが重要。

〇事業評価において、成果重視の検証を充実させる観点から、ＫＰＩの設定により事業の進捗管理を強化。また、外部有識者意見を本格的に導入するなど、事業評価の取組をバージョンアップ。

〇新公会計手法を活用した取組の強化はもとより、補助事業の重点的な見直しを実施するとともに、類似事業の整理・統合の取組を徹底するなど、効率性・実効性の高い施策構築に向けた取組を一層強化。

今回の質疑を通じて、都が事業評価を通じて進捗管理を徹底し、事業の見直しや、より効果的な施策の構築に取り組んでいることを確認しました。

社会経済情勢が大きく変化する中、これまで以上に重要となるのは、事業を実施すること自体ではなく、都民生活にとって十分な成果が得られているかという視点です。

引き続き、事業の実績と成果を丁寧に検証し、限られた財源を有効に活用しながら、都民の暮らしを支える施策の充実につなげていただくことを求め、私の質問を終わります。

# 第 2 日｜子供政策連携室

## フリースクール等への支援

## 【フリースクール】

都は令和 6 年度から、不登校の子供たちの多様な学びを支えるため、フリースクール等の利用者と事業者の双方への支援を開始しました。

利用者への助成は、保護者の経済的負担を軽減し、子供たちの学びの機会を確保する上で、大きな意義があると考えます。

また、事業者への支援も、子供目線に立った取組の後押しとして重要です。

令和 7 年度の両支援の交付決定件数は、令和６年度と比較して増加していると聞いています。

こうした支援の広がりを評価するとともに、その成果を確認することが重要です。

**Q1. そこでまず、フリースクール等利用者支援事業、フリースクール等支援事業について、これまでの支援実績の推移と、これらの事業の政策効果をどのように認識しているのか伺う。**

**A1. 【答弁：企画調整部長】**

〇学校生活になじめない子供が自分らしく成長できるよう、都は、令和６年度、「フリースクール等利用者支援事業」、「フリースクール等支援事業」を創設

〇令和７年度の利用者支援事業の交付決定件数は、３，７５７件で前年度の３，１５４件と比較して約２割増加、フリースクール等支援事業の交付決定件数は８９件で、前年度の４８件と比較して約２倍

〇文部科学省の調査によると、令和６年度の東京都内の不登校の小・中学生の数は依然として高止まりしている中、フリースクール等の利用者の経済的負担の軽減や、フリースクール等における子供目線に立った取組の支援につながっているものと認識

両制度の政策効果に関する都の認識を確認できました。

大切なことは、こうした支援の広がりが、子供たちに寄り添ったものとなることです。

フリースクール等支援事業では、子供一人ひとりのサポートプランの作成や実践、施設の安全対策、スタッフの資質向上などを支援しています。

フリースクールには、学校に通うことが難しい子供たちが安心して過ごせる居場所としての役割と、一人ひとりの興味や関心に応じた学びを支える役割があります。

事業者への支援を通じて、子供たちが安心して学び、成長できる環境が充実していることが重要です。

**Q2. そこで、フリースクール等支援事業により、子供たちの学びや居場所の充実という観点で、どのような成果が得られたのか伺います。**

**A2. 【答弁：企画調整部長】**

〇昨年度、都の支援を通じて、交付決定を受けた８９件のフリースクール等が、子供の実情に即した支援の方向性を記載したサポートプランを作成の上、実践

〇また、フリースクール等における子供へのサポートの充実に向け、防犯カメラや手すりの設置など、子供の安全・安心の確保に向けた取組や、児童の発達特性に応じた支援を行うための資格取得など、職員の資質向上に向けた取組を実施

〇フリースクール等からは、サポートプランの作成等を通して「家庭の様子やこれまでの経緯を聞くことができ、子供への理解が深まった」という声や、子供の安全・安心の確保の取組を通して「施設の安全性が高まり、子供の怪我防止に役立っている」といった声があった

サポートプランの作成など、支援の質の向上につながっていることがわかりました。

一人ひとりの子供への理解を深め、その子に合った学びや成長を支えていく取組をさらに充実させていく必要があると考えます。

そのためには、フリースクール等における実践に加え、大学等の専門的な知見も活用しながら、より効果的な支援のあり方を明らかにし、共有していくことが大切です。

子供政策連携室では、令和 6 年度から 2 年間、大学等とフリースクールが連携し、「学校外の子供の多様な学びに関する調査研究事業」を実施してきました。

専門的な研究には意義がありますが、大切なのは、その成果が実際にフリースクールに通う子供たちの学びや成長に役立つことです。

研究成果を報告書として取りまとめるだけでなく、現場の支援に生かしていくことが重要と考えます。

**Q3. そこで、本調査研究事業によって、フリースクール等におけるどういった活動が子供たちの学びや成長に有効なのか、また調査研究の成果が現場でどのように生かされているのか伺います。**

**A3. 【答弁：企画調整部長】**

〇学校外の多様な学びの調査研究事業では、令和７年度、５つの大学が幹事となり、それぞれフリースクール等とチームを構成し、子供の興味・関心を引き出す支援手法等について検証

〇具体的には、「地域の自然・文化・風土を教材にしたプログラムの実施」や「表現活動を通じた社会性向上への試み」等をテーマに調査・研究を実施

〇参加した子供からは、「初めて会う人と話すのが苦手だったが、知らない人とでも話しやすくなった」「活動を通して、自分の考えを言葉で表すことがスムーズになった」といった声があった

〇また、フリースクール等のスタッフからは、「あらかじめテーマを持って街を歩く活動は、今後、日常的に取り入れられると感じた」、「表現活動など、自分を知ってもらう活動、相手を理解する活動を行うことで、子供が過ごしやすい場づくりにつながる」といった前向きな声があった。

〇こうした成果を幅広く共有するため、令和８年３月にフリースクール等の関係者などに対し成果報告会を開催したほか、成果報告書をフリースクールや区市町村教育委員会等に周知

調査研究を通じて、子供たちに様々な変化が見られたことが分かりました。

また、フリースクールのスタッフからも、今後の活動にも取り入れられるとの声があったことは、研究の成果を現場の実践につなげていく上でも重要だと考えます。

こうした成果や知見をそれぞれのフリースクールにおける支援の充実につなげていただきたいと思います。

その上で、最後に申し上げます。

フリースクールは、子供たちが安心して過ごし、自分らしく学び、成長するための大切な場所です。

一方で、子供たちは義務教育を終えるなど、いずれフリースクールを離れる時を迎えます。

大切なのは、そこで得た自信や学び、人とのつながりを、その後の人生にどう生かしていけるかということです。

フリースクールへの支援が、子供たち一人ひとりの成長と、その先の人生につながるものとなるよう、取組の充実を要望します。

# 第３日｜総務局

## 【令和７年度都区財政調整方針について】

はじめに、都区財政調整について伺います。

特別区財政調整交付金は、特別区間の財源の均衡を図り、行政サービスの安定的な提供を支える重要な制度です。

近年、物価高騰や人件費の上昇、新たな行政需要への対応など、特別区を取り巻く財政環境も変化しています。

そのような中、令和７年度は、令和７年度都区財政調整方針に基づき、都区間の配分割合等を変更し、都区財政調整制度を運用した最初の１年でした。

そこで、

Q1. まずは令和７年度決算の元となった、令和７年度財調方針の考え方について伺います。

A1. 【答弁】

○　都と区は、特別区の区域に適用される都区制度の下、都は府県事務に加え、消防や上下水道、港湾、産業力の強化等の施策を行い、区は基礎的自治体として住民を身近で支える施策を実施

○　都区の緊密な連携の下、今後、首都直下地震等への備えを充実させるとともに、児童相談所の運営に関する都区の連携協力について、引き続き円滑に進めていくことを確認

○　こうした点を踏まえ、基準となる財政需要と収入の差を普通交付金とする仕組みである都区財政調整の特別区への配分割合を五十六パーセントに、災害対応経費等に充当される特別交付金の割合を六パーセントに変更することとし、これにより、今後、安定的に財調制度を運用し、連携協力を一層進めていくことを都区で合意

### 新規算定の意義と判断基準

都区財政調整では、都区で合意した配分割合の中で交付金の交付を行っているとのことでした。

また、基準財政需要額の算定にあたっては、毎年度、都区協議を経て、新規算定の他、算定改善や廃止などを行い、必要な行政需要を算定していると聞いております。

令和７年度についても、特別区の実態等を踏まえ、様々な見直しがされており、そのうち２６項目が新規算定されたものと承知しています。

Q2.都区財政調整において、新たな行政需要を算定に反映する際の判断基準について伺います。

A2.【答弁】

○　都区財政調整では、各特別区が合理的かつ妥当な水準における行政を行うのに必要な財政需要を算定

○　その算定方法は、おおむね地方交付税に準じている

○　算定項目については、毎年度、都区で協議を行い、合意

### 学校給食費保護者負担軽減事業費の新規算定

ただいま、行政需要を算定するにあたっての判断基準について、ご答弁いただきました。

新規に算定された事業は、いずれも都民生活に密接に関わるものであり、単年度の支援にとどまらず、継続的な取組が重要です。

その一つが、学校給食費保護者負担軽減事業費です。

学校給食費の無償化は、子育て世帯の経済的負担を軽減する重要な取組であり、都議会公明党も推進してきました。

**Q3. 学校給食費保護者負担軽減事業費について、新規算定に至った考え方と、具体的な算定内容について伺います。**

**A3.【答弁】**

○　令和７年度都区財政調整協議において、区から学校給食費負担軽減事業に係る経費を新規算定するよう提案

○　都は、子育て世帯の負担を軽減するため、令和６年度から、学校給食費の保護者負担軽減を行う区市町村に対しその費用の一部を支援する事業を実施

○　こうしたことを踏まえ、都区で協議した結果、都の補助事業の実績に基づき経費を設定した上で、区の負担分を新規算定

## 防犯カメラ維持管理費・高齢者補聴器購入費助成

また、令和７年度には、安全安心まちづくり推進事業費として防犯カメラの維持管理費、高齢者補聴器購入費助成事業費についても新規算定されています。

いずれも都議会公明党が推進してきた重要な施策であり、継続的な取組が求められております。

**Q4.これら２事業について、新規算定された経費の内容と算定の考え方を伺います。**

**A4.【答弁】**

○　令和７年度都区財政調整協議において、区から防犯カメラの維持管理に係る経費や高齢者補聴器購入費助成事業に係る経費を新規算定するよう提案

○　防犯カメラの維持管理費について、都は、町会や自治会、商店街等が設置する防犯カメラの保守点検などの経費を助成する区市町村に対し、その費用の一部を支援する事業を実施

○　また、高齢者補聴器購入費助成事業費について、都は、区市町村が加齢性難聴の高齢者に補聴器を支給する際、その費用の一部を支援する事業を実施

○　こうしたことを踏まえ、都区で協議した結果、都の補助事業の実績に基づき経費を設定した上で、区の負担分を新規算定

## 都市計画交付金

次に、特別区が求めてきた都市計画交付金についても伺います。

**Q5.令和７年度の都市計画交付金について、どのような事業に活用されたのか伺います。**

**Q5.【答弁】**

○　令和７年度の特別区都市計画交付金については、都市計画道路整備、公園整備、鉄道連続立体交差、市街地再開発、土地区画整理、防災街区整備などの都市計画事業に活用

### 都市計画交付金と特別区のまちづくり

都市計画交付金は令和７年度に１００億円増の３００億円措置されたところであり、評価いたします。

一方、特別区では、都市計画道路の整備や市街地再開発など、まちづくりが進められており、その進捗に伴って財政需要も生じています。

特別区側からは、こうした実態を踏まえ、都市計画交付金に期待する声が上がっています。

**Q6.特別区におけるまちづくりの進展に伴う財政需要に対し、都はこれまで都市計画交付金を通じていかに対応してきたのか伺います。**

**A6.【答弁】**

○　都は、これまで各区から都市計画事業の実施状況や意向等を伺いながら、区施行の連続立体交差化事業や防災街区整備事業を対象とするなど、様々な見直しを順次実施

○　今後も、各区が取り組む都市計画事業を円滑に促進する観点から、各区から現状や課題等を伺いながら、適切に対応

令和７年度の都区財政調整では、学校給食費の保護者負担軽減や防犯カメラの維持管理、高齢者の補聴器購入費助成など、都民生活に密接に関わる事業が新たに算定されました。

これらの事業を特別区の標準的な行政需要として位置付けたことを評価いたします。

一方、都市計画交付金の財源である都市計画税は、本来、市町村が行う都市計画事業の財源となる目的税ですが、特別区の区域では都区制度が適用されていることから、東京 23 区では都が課税・徴収しています。

そのため、特別区が行う都市計画事業の財源を確保する仕組みとして設けられたのが、都市計画交付金です。

実際は、都区財政調整交付金とは異なる制度でありながら、都区財政調整協議の中でも議論されることから、私も長く、区議会議員をして参りましたが、両制度の関係が分かりにくい面もあると認識しております。

特別区では、まちづくりの進展をはじめ、新たな行政需要も生じております。

今後も、特別区の実情を十分に踏まえ、都区間の丁寧な協議を通じて、必要な財政需要が適切に反映されるよう求め、質問を終わります。

## 第 3 日｜総務局・総合防災部

### 女性防災人材の育成

はじめに、女性防災人材の育成について伺います。

これまで都議会公明党は、避難所運営をはじめ、女性の視点や声が活かされる防災対策の推進を求めてきました。

東京都では、地域や職場の防災活動の中心となる女性防災人材の育成に取り組んでいます。

令和 7 年度には、従来の研修体系を初級・中級・上級の 3 ステップに再編されました。

**Q1. そこで、令和７年度の研修再編の内容と事業実績について、前年度との受講者数の比較も含めて伺う。**

**A1. 【答弁：防災対策担当部長】**

〇都では、個人向けに行ってきたセミナーや人材育成研修について、受講者へのアンケート結果を踏まえ、令和７年度に再編

〇再編にあたっては、「防災ウーマンセミナー」を、基本的な防災知識を学ぶための初級編、「防災コーディネーター研修」を、防災活動の中核人材としての防災知識やコミュニケーション能力を高めるための中級編、「防災市民組織リーダー研修」を、指導者の立場から課題を解決するスキルを習得できる上級編として位置づけ、女性視点を踏まえ、段階的に防災対策を学べるよう、研修内容の見直しを実施

〇令和７年度の修了者数は1,035名で、前年度から389名増加

研修内容の見直しにより、令和７年度には、研修修了者が前年度から389名増加したとのことです。

女性防災人材の育成は、研修を受講することが目的ではなく、学んだ知識や経験を地域の防災活動に活かしていただくことが重要です。

せっかく研修を受講しても、地域で活動する機会がなければ、意欲を持ち続けることは難しくなります。

特に、避難所運営などの現場で女性の視点を活かしていくためには、研修修了者を地域の防災組織につなげていくことが必要です。

**Q2. そこで、研修修了者を地域の防災組織での活動につなげるため、東京都はどのような取組を行っているのか伺う。**

**A2. 【答弁：防災対策担当部長】**

〇　都は、中級編である「防災コーディネーター研修」の修了者が、地域の防災組織での活動に参加しやすくなるよう、上級編の「防災市民組織リーダー研修」の内容を工夫

〇　具体的には、区市町村から推薦いただいた、地域の自主防災組織において中心的な役割を担っている人材にも研修を受講してもらい、グループワークを中心に、参加者間の交流を深めている

女性防災人材育成事業は、平成29年度の開始から、令和７年度で９年が経過しました。

これまで継続して女性防災人材の育成に取り組んできた成果を、地域の防災に活かしていくことが重要です。

このため、先ほどの答弁にもありましたが、都では、「防災市民組織リーダー研修」を通じて、「防災コーディネーター研修」などで学んだ方々と、地域の自主防災組織のリーダー達が交流する機会を設けており、女性防災人材育成事業で学んだ女性たちが、地域の防災リーダーとしてステップアップしていくことも期待され、区の防災会議の委員など、防災分野における更なる女性の参画拡大が求められます。

**Q3. そこで、令和７年度において、女性防災人材育成事業で育成した女性防災人材の地域での活躍を後押しするために、どのような取組が行われたのか伺います。**

**A3. 【答弁：防災対策担当部長】**

○　都では、女性防災人材育成事業の成果を活かし、女性視点での防災対策を推進するため、「防災コーディネーター研修」、「防災市民組織リーダー研修」の修了者について、本人の同意を得て区市町村に情報提供

○　昨年度は、研修修了者 80 名の方々の情報を、お住まいの自治体に提供

女性防災人材の地域での活躍の推進のため、研修修了者の情報を区市町村に提供し、活躍の場を推進しているとのことです。研修修了者 80 名の方は女性に限られてはいないとのことですが、防災研修を受講し、着実に地域防災を担う人材を増やす取り組みが行われていることを評価します。

今後とも、区市町村防災担当者に対して都の防災研修の積極的な活用を呼びかけるとともに、区市町村からの要望等に応じ地域で活動したい研修修了者を紹介するなど、女性防災人材の活躍に向けて引き続き取り組んでいただきたいと思います。

## 第 3 日｜総務局・総合防災部

### 【帰宅困難者対策について】

次に、帰宅困難者対策について伺います。

大規模災害時には、多くの帰宅困難者の発生が想定されており、鉄道事業者や地元自治体、民間事業者などが連携して対応することが重要です。

東京都では、毎年度、区市と合同で駅周辺を中心に帰宅困難者対策訓練を実施しており、令和７年度は港区と合同で品川駅周辺にて訓練が行われました。

**Ｑ４令和７年度の帰宅困難者対策訓練では、いかなる成果と課題が確認されたのか伺います。**

**A4. 【答弁：危機管理調整担当部長】**

○　都は、令和８年２月に、港区や鉄道事業者、民間一時滞在施設等と合同で帰宅困難者対策訓練を実施し、駅周辺の混乱防止や帰宅困難者の安全確保の取組について検証

○　具体的には、民間一時滞在施設管理者が「キタコンＤＸ」を用いて、施設の開設や入館受入れの手続きを円滑に行うことができるか確認

○　また、訓練参加者に、スマートフォンで実際にシステムを操作してもらい、

施設や移動経路の検索、入館手続きなどを体験

○　帰宅困難者が駅でＱＲコードを読み込みキタコンＤＸにアクセスすることに時間を要したことから、キタコンＤＸの認知度を高め、事前登録を一層促進

帰宅困難者対策の基本は、発災直後にむやみに移動せず、安全な場所に留まる一斉帰宅抑制です。

東京都帰宅困難者対策条例では、事業者に従業員の施設内待機や３日分の備蓄を求めています。

しかし、条例の趣旨が企業に十分浸透し、従業員一人ひとりにまで周知されていることが重要です。

**Ｑ５.令和７年度における事業者の一斉帰宅抑制の取組について、どのように普及啓発に取り組んできたのか伺います。**

**A5.　【答弁：危機管理調整担当部長】**

○　都は、事業者による一斉帰宅抑制の取組を促進するため、令和７年度は認知度の高いキャラクターを起用した動画をウェブ広告、電車や空港内などのデジタルサイネージ等様々な媒体を通じて周知

○　また、事業所防災リーダーへの定期的な配信による普及啓発を行うとともに、優良企業の認定・表彰に当たって、従業員の安全確保や一斉帰宅抑制など、事業所における平時からの備えを評価しており、優れた取組を広くＰＲ

一斉帰宅抑制を進める一方で、買物客や来街者など、行き場のない帰宅困難者を受け入れる一時滞在施設の確保も欠かせません。

東京都では、都立高校や都税事務所などの都立施設を活用するとともに、民間施設の確保にも取り組んできました。

**Ｑ６.令和７年度における一時滞在施設の確保状況と、施設の拡充に向けた取組実績について伺います。**

**A6.　【答弁：危機管理調整担当部長】**

○　一時滞在施設の確保状況は、行き場のない帰宅困難者約 66 万人に対し、令和８年１月１日時点で、約 53 万４千人分

○　令和７年度は、民間一時滞在施設に対して、帰宅困難者向け備蓄品の購入経費の６分の５を補助するとともに、都と国の災害時拠点強靭化緊急促進事業により備蓄倉庫や非常用発電機の整備などを行うことで、一時滞在施設の確保を進めてきた

○　また、施設の更なる確保に向けて、東京都宗教連盟等と防災力の向上のための連携協力に関する包括協定を締結

一時滞在施設は、指定されているだけでは、災害時に機能するとは限りません。

実際に施設を開設する際には、建物の安全確認や受入れの判断、滞在者への対応など、施設管理者に多くの役割が求められます。

東京都では、都立施設を活用した一時滞在施設の運営マニュアルを整備し、令和８年４月には改定を行っています。

**Ｑ７.令和７年度、都立一時滞在施設の管理者が開設から閉設までの対応を円滑に行えるよう、運営体制の整備や訓練にどう取り組んできたのか伺います。**

**A7.　【答弁：危機管理調整担当部長】**

○　都は毎年度、都立一時滞在施設を対象に、大規模災害発生時に施設を開設し、帰宅困難者を受け入れるための基本的な知識や運営手順に関する説明会を実施している。令和７年度は、８月に説明会を実施しており、参加できなかった担当者には当日の説明動画をアーカイブで配信

○　説明会や都立一時滞在施設の運営マニュアルにおいて、自衛消防訓練等にあわせた一時滞在施設の開設・運営に関する訓練を年１回以上実施することを促している

都立一時滞在施設と地域避難所との連携について伺います。

都立学校や都税事務所などの一時滞在施設は、帰宅困難者を受け入れる施設であり、地域住民のための避難所とは役割が異なります。

しかし、災害時には、帰宅困難者が地域避難所を訪れることや、一時滞在施設が開設できない場合なども想定されます。

こうした混乱を防ぐためには、平時から施設管理者と地元区市町村が、互いの役割や対応について情報を共有しておくことが重要と考えます。

Ｑ８. 令和７年度、都立一時滞在施設と地元区市町村との間で、地域避難所との連携について、いかなる情報共有や調整が行われていたのか伺います。

**A8.　【答弁：危機管理調整担当部長】**

○　都は区市と共同で、駅周辺の鉄道事業者や大規模集客施設などを構成員とする駅前滞留者対策協議会を設立しており、令和７年度は各事業者間の情報交換や災害時の対応等の確認を行った

○　また、避難所運営セミナーにおいて、町会・自治会の避難所運営を担う方に対し、避難所に旅行者等が訪れた場合の一時滞在施設への誘導方法について案内

一時滞在施設と地域避難所は、それぞれ目的が異なりますが、災害時には互いの状況を把握し、連携することが必要になると考えます。

特に、都立施設については、東京都が主体となって地元区市町村との連携を進めることが重要です。

施設の開設から閉設までを見据え、近隣の地域避難所との情報共有や連携体制の構築を進めていただくよう要望し、帰宅困難者対策の質問を終わります。

## 第３日｜総務局・総合防災部

### ペット防災

次に、ペット防災について伺います。

災害時にペットを連れて避難できる環境を整えることは、動物愛護の観点だけでなく、飼い主の命を守るためにも重要です。

能登半島地震では、ペットを連れて避難所に入ることをためらい、車中泊や危険な自宅での避難生活を余儀なくされた方々がいました。

石川県の検証でも、ペットの同行避難について具体的な方法が十分に想定されておらず、避難所ごとに対応の差が生じたことなどが課題として挙げられています。

こうした教訓を踏まえ、避難所におけるペットの受入れ体制について伺います。

東京都が、令和７年度から区市町村を支援している避難所環境の整備事業では、ペット用のケージやフードが補助対象となっています。

**Q9. 令和７年度におけるペット防災に関する補助制度の活用実績について伺います。**

**A1. 【答弁：避難所・物資担当部長】**

○　令和７年度のペット避難資機材の補助実績額は、約８０万円

令和７年度末に策定された「東京都避難者生活支援指針」では、原則として全ての避難所にペットの飼育スペースを確保し、受入れルールを整備することが、目指すべき基準として示されました。

こうした基準を明確にしたことは、大きな前進であると考えます。

**Q10. 都は、令和７年度、避難所におけるペットの受入れ体制の整備に向けて、区市町村の意見をどのように把握し、どのような課題やニーズを確認したのか伺います。**

**A2. 【答弁：避難所・物資担当部長】**

○　令和７年度、全ての区市町村に対し避難所で活用する資機材のニーズ調査を実施するとともに、２６区市を訪問し、ペットの受入れを含めた避難所環境改善への取組状況等について意見交換を実施

○　また、動物専門学校と同伴避難場所の確保を目的とした協定を締結している自治体に対して、運用状況等を確認

○　この中で、受入れ場所の確保、受入れをする種類の設定、ペットと触れ合う時のルールづくりなどが課題であることを把握

能登半島地震では、避難所ごとにペットの受入れ対応に差が生じた一方、避難所運営者や民間団体の協力によって、飼い主とペットが同じ室内で避難生活を送ることができた事例もありました。

都内でも区市町村によって取組状況には差があり、ペット同行避難の訓練や受入れ体制の整備が十分に進んでいない自治体もあると聞いています。

重要なのは、指針に示された基準を、実際の避難所運営に反映させることです。

こうした対応を各避難所の判断だけに委ねるのではなく、区市町村が事前に受入れ体制を整えておくことが重要です。

**Q11. 都は、令和７年度、区市町村と連携し、避難所におけるペットの受入れ体制の整備に向けて、どのような取組を進めたのか伺います。**

**A3. 【答弁：避難所・物資担当部長】**

○　都は、令和７年８月に羽村市と、１１月に新島村とペットの受入れ訓練を実施

○　羽村市との訓練では、獣医師の指導のもと、ペット滞在スペースの設定や複数の種類のペットの避難を想定したゾーニング、逃走防止対策などについて検証。訓練で得た知見を取りまとめ、本年５月の防災担当課長会等を通じて他の区市町村とも共有

ペット防災は、ペットだけの問題ではありません。

ペットを連れて避難できないために、危険な自宅にとどまったり、車中泊を余儀なくされたりすることを防ぎ、飼い主の命を守るための取組です。

もちろん、飼い主自身が日頃からケージやフードなどを備えることは基本です。しかし、火災や建物の倒壊などにより、ペットとともに避難所へ避難せざるを得ない場合もあります。

現在、環境省では、災害時のペット対策に関するガイドラインの見直しが進められています。

同行避難や同伴避難、同室避難など、避難の形態についても、飼い主や避難所運営者が正しく理解できるよう、分かりやすい情報提供が必要です。

令和７年度末に東京都が新たな指針を策定したことを高く評価するとともに、これを契機として、区市町村や避難所運営者の理解を深め、実際の避難所における受入れ体制の整備につなげていただくよう要望し、質問を終わります。

# 第 4 日｜政策企画局

## 東京グリーンビズ

令和 7 年度決算　政策企画局 東京グリーンビズについて

私からは、東京グリーンビズについて伺います。

都は、「自然と調和した持続可能な都市」の実現に向け、東京の緑を「まもる」「育てる」「活かす」取組を進める、東京グリーンビズを推進しています。

私の地元、中野区には都立公園がありません。まとまった緑も少ないことを、日頃から課題だと感じています。

こうした地域では、大規模な公園の整備だけでなく、まちなかの様々な場所で緑を創出し、それらをつなぐ緑のネットワークを広げていくことが重要だと考えます。

また、都市化が進む中で失われつつある生産緑地など、貴重な緑を守ることも欠かせません。

こうした観点からも、私は東京グリーンビズの取組に期待しています。

この取組を広く浸透させるためには、都民の皆様に東京グリーンビズの理念や取組への理解を深めていただくことが重要です。

令和 7 年度決算を確認すると、「東京グリーンビズ・ムーブメントの醸成」では、予算額約 2 億円に対し、決算額は約 1.4 億円となっています。

### Q1. 執行率は 7 割程度ですが、必要な取組が実施できたのか伺います。

### A1. 【答弁：プロジェクト推進担当部長】

〇都は、令和７年度、緑溢れるスポットを紹介する「東京グリーンビズマップ」において、花見や紅葉を楽しむ、家族やペットと緑に触れながら余暇を楽しむなど、目的に応じてスポットを検索できる機能を拡充し利便性を高めた。

〇また、緑に関するクイズを楽しみながらスポットを巡る「東京グリーンビズ・クエスト」を新たに開始するなど、都民が東京の多様な緑に触れる機会の創出に取り組んだ。

〇さらに、ＳＮＳ等を活用した戦略的な情報発信を展開し、関連動画の累計再生回数は約 2,500 万回に達するなど、多くの都民に緑の魅力などを発信することができた。

〇なお、決算の不用額については、落札差金や実績による残であり、必要な取組を着実に実施

ただいまの答弁で、必要な取組は着実に実施されたことが分かりました。

東京グリーンビズの取組をさらに広げていくためには、企業や団体の知恵や技術も活かしながら、一緒になって緑を守り、増やしていくことが重要だと考えます。

**Q2. そこで、昨年度、東京グリーンビズ・ムーブメントの醸成に向けて、民間企業とどのような連携を行ってきたのか伺います。**

**A2. 【答弁：プロジェクト推進担当部長】**

〇都は、東京グリーンビズの理念に賛同する企業・団体をコラボレーションパートナーとして登録し、これまでに、まちづくりでの緑の創出や森林保全等に取り組む 64 団体と連携体制を築き、取組を推進。

〇令和７年度は、例えば、コラボレーションパートナーと連携し、行幸通りの地下通路や上野駅東西自由通路など、これまで実施されてこなかった駅や公園につながる通路等の緑化を進めた。

〇また、令和７年 10 月に開催した「東京グリーンビズＤＡＹ」では、野菜スタンプを使ったエコバックづくりや、民間の緑化技術の展示などを行い、約 8,000 人の来場者を集めるなど、パートナーと連携し、都民の緑への関心や理解を深める取組を進めた。

多様な企業や団体がコラボレーションパートナーとして参画し、それぞれの強みを活かした取組が進められていることが分かりました。

特に、これまで緑化されてこなかった通路など、身近な空間を活用した取組は、まとまった緑の確保が難しい都市部においても、大変意義があると考えます。

また、エコバッグづくりなど、都民が気軽に参加できる取組も、東京グリーンビズの裾野を広げる上で重要です。

こうした企業や団体との連携に加え、区市町村や各局とも連携し、より多くの都民が緑に触れる機会を広げていくことが大切です。

**Q3. そこで、令和 7 年度において、区市町村や各局とどのような連携を行ってきたのか伺います。**

**A3. 【答弁：プロジェクト推進担当部長】**

〇政策企画局は、区市町村や各局と連携し、東京グリーンビズマップに掲載している季節ごとの花の見所情報、都民が参加できる植樹などのイベント情報のアップデートを毎月行うなど、緑を身近に感じ、実際に体験できる情報の充実を図り、幅広く発信。

〇また、環境局による森の手入れや田植え、産業労働局による農業体験ボランティアなど、都民参加型のプログラムについて、ＳＮＳ等の多様な媒体を活用し、その魅力や意義を効果的に発信することで、多くの都民の参加につなげた。

〇こうした取組を通じて、都民が東京の豊かな緑に触れ、親しみを深める機会の創出につなげた。

各局や区市町村と連携し、都民が緑に触れ、親しむ機会を広げてきたことが分かりました。

こうした取組を、緑への関心を高めるだけでなく、実際に身近な緑を守り、増やしていくことにつなげることが重要だと考えます。

そのためには、各局が進める様々な施策をつなぎ、東京グリーンビズとして一体的に推進していくことが必要です。

**Q4. 東京グリーンビズを推進していく政策企画局として、どのような役割を担っているのか伺います。**

**A4. 【答弁：プロジェクト推進担当部長】**

〇緑に関する様々な施策は、各事業を所管する各局が主体となって推進しており、政策企画局は、各局の取組を横断的につなぎ、施策の強化・拡充に向けた総合調整を行うなど、東京グリーンビズの推進に取り組んでいる。

〇また、各局が展開する緑の施策や取組について、東京グリーンビズとして一体的かつ効果的な情報発信を行うとともに、多くの都民や企業など多様な主体の参画を促し、取組の担い手を広げている。

政策企画局が、各局の取組を横断的につなぎ、総合調整を担っていることが分かりました。

東京には豊かな緑に恵まれた地域がある一方、中野区のように、まとまった緑が少ない地域もあります。

こうした地域でも、限られた空間を活かして緑を創出し、既存の緑や生産緑地を守りながら、緑のネットワークを広げていくことが重要です。

政策企画局には、地域ごとの実情にも目を向け、各局や区市町村、企業・団体との連携を一層深めながら、身近な緑を守り、増やす取組につながる東京グリーンビズを推進していただくことを要望し、質問を終わります。